

吸収合併契約書

東京都港区三田 3-13-16 株式会社シャノン（以下「甲」という）と、東京都港区三田 3-13-6 ヴィビットインタラクティブ株式会社（以下「乙」という）とは、合併に関し、次の通り契約を締結する。

（合併の方式）

第 1 条

- 1 甲および乙は合併して、甲は存続し、乙は解散するものとする。
- 2 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。
- 3 乙は、会社法第 784 条第 1 項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

（効力発生日）

第 2 条

合併の効力発生日（以下「効力発生日」という）は、令和 3 年 12 月 9 日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

（株式等の割当て）

第 3 条

甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているため、合併に際して株式の割当てその他一切の対価の交付を行わないものとする。

（資本金及び準備金の額）

第 4 条

甲は、合併によりその資本金の額及び準備金の額を増加しないものとする。

（権利義務の承継）

第 5 条

乙は、令和 3 年 11 月 30 日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した資産、負債その他の権利義務の全部を効力発生日において甲に引き継ぐ。

（規定外条項）

第6条

本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な条項は、本契約の趣旨に従い
甲乙協議の上、これを決定する。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、
各1通を保有する。

令和3年11月2日

甲

東京都港区三田三丁目13番16号
株式会社シャノン
代表取締役 中村健一郎

乙

東京都港区三田三丁目13番16号
ヴィビットインタラクティブ株式会社
代表取締役 中村健一郎